

摂 津 市 議 会

総務建設常任委員会記録

令和8年9月10日

摂 津 市 議 会

目次

総務建設常任委員会

9月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
請願第2号の審査-----	3
趣旨説明（請願者A、請願者B、請願者C）	
質疑（峰松由紀子委員、長田知樹委員、塚本崇委員、南野直司委員）	
採決-----	9
市長挨拶	
議案第65号所管分の審査-----	9
質疑（峰松由紀子委員、早坂京一郎委員、藤浦雅彦委員、塚本崇委員）	
議案第69号の審査-----	13
質疑（峰松由紀子委員、早坂京一郎委員、長田知樹委員、藤浦雅彦委員、塚本崇委員）	
議案第70号の審査-----	17
採決-----	18
閉会の宣告-----	18

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和8年9月10日（木）午前 9時59分 開会
午前11時16分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 安藤 薫	副委員長 塚本 崇	委員 藤浦雅彦
委員 長田知樹	委員 南野直司	委員 早坂京一朗
委員 峰松由紀子		

1. 欠席委員

なし

1. 請願の趣旨説明のため出席した者

請願者A、請願者B、請願者C

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一郎 副市長 山本和憲
市長公室長 平井貴志 総務部長 石原幸一郎 建設部長 永田 享
消防長 林 州次 建設部次長兼道路管理課長 寺田満夫
消防本部次長兼消防署長 大藪 忠
市長公室副理事兼政策推進課長 古賀順也
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子
建設部副理事兼都市計画課長 藤井芳明
消防本部副理事兼予防課長 幸田英基
人事課長 松本泰洋 人権女性政策課長 末永美由紀
情報政策課長 鈴木 誠 水みどり課長 杉山 剛
建築課長 篠崎好健

1. 説明のため出席した議員

請願紹介議員 藤浦雅彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 議会秘書業務嘱託員

1. 審査案件

請願第 2 号 健都イノベーションパークを将来にわたり存続させるための条例の
制定等を求める請願

議案第 6 5 号 令和 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）所管分

議案第 6 9 号 摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 7 0 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○安藤薫委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は早坂委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

請願第2号の審査を行います。

健都イノベーションパークを将来にわたり存続させるための条例の制定等を求める請願についてです。

まず、請願者から趣旨説明をしていただきます。

説明時間は10分以内で、趣旨説明終了後、委員からの質疑をお受けし、その後討論、続いて採決を行ってまいります。

それでは、趣旨説明について、よろしくお願いいたします。

○請願者A おはようございます。

それでは、まず請願の趣旨について御説明申し上げます。

健都イノベーションパークが掲げるまちづくりの理念を将来にわたって維持し、安全・安心でゆとりのある良好な市街地環境の整備により快適な居住環境の形成を図るという北部大阪都市計画千里丘新町地区地区計画の目的を確実に実現するため、現行の摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を見直し、または新たな条例の制定を

求めています。

次に、請願理由について御説明申し上げます。

このたびの吹田市給食センターの建設事業は、地区計画の理念やコンセプトに必ずしも合致していない施設であり、建築基準法上の用途区分では工場に該当する場合においては、地区計画上の規制は受けにくく、建設が可能であることが明らかになりました。

その後の調査、検証により、都市計画審議会における地区計画の変更手続が必要であり、本件には時間的な制約から対応が困難であること、さらには建築規制の内容によっては、財産権との関係から、憲法上の問題が生じる可能性があることも判明いたしました。

一方で、このことは、現行制度に大きな課題があることを示しています。

現在の条例では、健都イノベーションパークの理念や土地利用方針に適合しない施設であっても、工場である限り建設できる余地が残されています。

また、将来、土地や建物が第三者へ売却されたり、用途変更が行われた場合においても、本市のまちづくりの理念とは異なる工場等が立地する可能性を否定できません。

健都イノベーションパークは、医療・健康・ライフサイエンスを核とした先進的な研究開発拠点として整備されてきた貴重な都市資産です。その価値を将来にわたり維持・発展させるためには、現行制度の課題を検証し、地区計画の理念に適合した土地利用を担保できる制度を整備することが不可欠でございます。

よって、摂津市議会におかれましては、将来にわたり健都イノベーションパーク

の理念と良好な住環境を守るため、現行制度の改正、または新たな条例の制定について理事者側に速やかに検討し、必要な措置を講じられるよう働きかけることをお願いいたします。

よろしくお願い申し上げます。

○請願者B 請願の理由について、補足説明を申し上げます。

私たちは、地域住民の生活と環境を守るため、吹田市の給食センター建設に対し、健都イノベーションパークに関する地区計画の見直しと条例改正を求める署名活動を実施いたしてまいりました。

地域住民の切実な思いとして、条例改正に賛同された1,350筆の署名が寄せられていることを報告申し上げます。

○請願者C 請願の理由について、補足説明を申し上げます。

このたびの給食センター建設は可能であるということが明らかになりました。これまでも地域住民は、下水処理施設で長きにわたり我慢を強いられてきた経緯がございます。

給食センター建設により、また地域住民の生活環境に悪影響が生じます。同じことを繰り返させない、将来にわたり医療と健康のまちとして継続できる居住環境を守るために、現行条例の改正、または新たな条例の制定を働きかけていただくことをお願いいたします。

以上です。よろしくお願い致します。

○安藤薫委員長 ありがとうございます。

請願者3名の方の趣旨説明が終わりました。

それでは、質問を受けたいと思います。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 それでは二つほど質問させていただきます。

1点目、これまで給食センター建設に反対されてきたということでしたが、一方、現行の条例、地区計画では、建設を止めることは困難であるということで、今回の請願では、将来的に吹田市が土地を売却した場合、健都のコンセプトにそぐわない工場等が建設をされることを防ぐために、条例改正を求める請願ということでしょうか。確認させていただきます。

2点目は、この条例改正は、健都のコンセプトに合った工場の建設は認めるのか、それとももう工場自体を全般的に認めないという条例にしていきたいのか、どちらなのか、お伺いしたいと思います。

以上になります。

○安藤薫委員長 請願者A、よろしくお願い致します。

○請願者A まずおっしゃっておられます再びそれを防げないということかどうかということでございますね。ただ、今現在でも、この健都の理念、あるいはそのほか、先ほど申し上げましたように、地区計画に記載している内容、また、条例に記載している内容、これをもって、言わば給食センターそのものの建設を私どもは止めることができると思ってきたのです。しかし、止められない、止められなかった。まして市長には確認申請が出た段階でそれを受理しないでくださいと、こうも申し上げてきました。

また一方では、昨年の6月に摂津市長は、コンセプトに合っていないから事業を見直してくださいと吹田市長に対して公文書を送られております。

それらを総合して考えますと、今の確認申請に対しては受理せざるを得ないと、これをそのとおり受理するのかという気持ちは、今でも正直なところ私はのむことが

できません。何かこう吹田市の言葉に惑わされて、あるいは吹田市の言葉に翻弄されて、上手に何か隙間を縫ってこられている。だからこそ、これをそのまま置いといたら駄目ですから、もう少しきちっとした規制をお願い申し上げたい。

また、さきの本会議で摂津市長は、条例の改正に対しては検討すると、こうおっしゃっておられると私は伺った。藤浦議員の御質問に対しての答弁を伺ったところでございます。しかし、検討なさるということでございますけれども、さらに、いま一度将来にわたって同じことの繰り返しをなさらないようにということで議会からも御支援を賜って、言わばきちっとした規制ができるような条例、地区計画、そういったものを確立をさせていただきたいということでございます。

先ほどおっしゃいましたコンセプトに合ってるのかというのは先ほど申し上げた内容でございますし、地区計画の中には工場という記載がございます。その工場についても、やはり規制をできるような工場の在り方をお願い申し上げたいというところでございます。

といいますのは、地区計画の中で、店舗、飲食店その他これらに類するもので床面積が1,000平方メートルを超えるものは建築してはならないと、こうなっております。

また、13番目に工場というのがあります。この13番目の工場では、止め切れなかった、条例上止め切れなかった。だから工場であったとしても、規制できるよう検討されて条例、地区計画に記載をなさるべき。そして同じ過ちを二度と繰り返さない、言わば綱紀法令をお願い申し上げたいという気持ちでございます。

以上です。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 ありがとうございます。

よく理解しました。規制できるような工場、規制しなきゃいけない工場っていうのも記載してほしいということですね。

再確認なんですけども、工場という名前がつくものに関しては全部規制してほしいということによろしいですか。

○安藤薫委員長 請願者A、どうぞ。

○請願者A 先ほど申し上げた13番目の工場は、準工業地域における工場だと私は理解をしてるんですけども、それをもってすると、この準工業地域の中には、給食センターは規制することが及ばないということになると思っております。

しかし先ほど言いましたように、地区計画は健都の精神、理念を守るべきものでございますから、幾らそのような用途地域であったとしても、その住環境にふさわしい、研究都市にふさわしいようなものを考えて、工場の中で規制を検討していただきたいと思います。

やはり準工業地域の中の工場だけでいけますと、吹田市長が2月16日に三者会議で言われた、健都の考えに上手に叩かれたっていう。違うわいと。これがあるから駄目なんだというような、これをきちっと今後検討していただきたい。

やはり給食センターはできませんよということを明確に、建ててはならない建築物の中に記載をしていただくというのが本来の気持ちでございます。

以上です。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 ありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。
○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほどの質問において、吹田市が建てる給食センターの建て替えのみを考えてという質問があったと思いますが、それだけではなくて、今様々な建物が普通に建っています。ニプロ株式会社もそうやしエア・ウォーター株式会社もそうやし、今度新しく摂津市の土地にも建ちます。

何らかの事情で、こういったところも予定が変わって、そこを売却するということも大いにあり得るので、売却したときに、準工業地域ですから、工場を建てるという可能性もありますので。やっぱり今のイノベーションパーク全てにおいてコンセプトがしっかり守られていくということを視野に入れて考えていただきたいということです。よろしくお願いします。

○安藤薫委員長 ほか質問ございますか。
長田委員。

○長田知樹委員 おはようございます。
私から1点質問させていただきます。

こちらの地区計画の目的を確実に実現するためということに関連いたしまして、安全・安心なゆとりのある良好な市街地環境というところで、市民の皆さん、地域住民の皆さんが最も懸念されている事項というものを改めてお聞かせください。

○安藤薫委員長 請願者A、お願いします。
○請願者A やはり安心して暮らせる住環境でございます。

9月6日に吹田市と事業者が来て地元説明会を受けました。説明会そのものは終了したのではなくって、継続していく。まだ理解はできない。あるいは吹田市側も検討すべき材料が残っているというところでございます。

その中で、やはり住環境、環境問題です。騒音であるとか、振動であるとか。臭気であるとか、このような3点でございました。

特に臭気の問題に関しては、規制値に近づけるというようなお話でございます。騒音とか振動は規制値を遵守するということをお願いしております。しかし臭気だけは規制値に近づけるとは何だということです。

それでは地域の住民は納得、理解はできない。このマンションで、住宅地域で生活なさる方々は、やはり環境に対しては、住みよい暮らしが保障できるような内容のものにせよということで、この内容に対しては継続的に、さらに検討しなさいということで繰り返しておるところでございます。

もう一つは、給食センターではない、食育研究施設だということを吹田市長は、三者会議でも言っております。当然9月6日の三者会議においても食育研究センターにどこがどういうふうに該当するんだという話をしております。

しかしそのことに対しては、いろいろな施設を出してきましたけれども、イメージだというような内容のものがありましたので、それでは理解はできないということをお願いして、それも今後の議論の中に入ってくるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 ありがとうございます。
長田委員。

○長田知樹委員 ありがとうございます。

まず最も懸念されているのが臭気であって、特に騒音、振動に比べて、明らかに言い方が違って、規制値に近づけると。住民の皆様からすると、本当にそこはちゃんとやってくれるのかすごく懸念されてい

ることを理解いたしました。

また、その名称です。給食センターではなくて食育研究センターであるという名称に皆様があまり納得していないところも理解いたしました。

私からの質問は以上です。

○安藤薫委員長 ほか質問ありますか。

塚本副委員長。

○塚本崇委員 御説明ありがとうございます。

先ほど来の質問を受けて、私からもお聞きしたいと思います。

先ほどの法の立てつけとして、給食センターが拒否できないということはやはり御理解いただくしかないのかなと思っております。というのもやはり法律でこれは給食センターだから、開発許可を却下するということになったら、それは恣意的な運用になってしまうので、やはり行政としては許されないということになってくると思うんです。

その上で、これは食育センターって言うけども、給食センターでしょうっていうところを指摘しようと思うのであれば、例えば、延べ床面積のうち何割が給食に供するものであるから、これは給食センターであろうということを明らかにせざるを得ないので、こういったことはやっぱり地元との闘争になってくるのではないかと考えております。

そういったことは行政から物申すというのはなかなか難しいところもあると思うんです。ですので、住民の御意見として、そういった条件闘争される御用意はあるのかっていうことです。

どうしていただけることで着地点に持っていけるのかというところ、考えがあればお聞かせください。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今の給食センターか、食育研究施設かという話は、これはどちらも今の法律上は通るんです。なので、たとえば食育研究施設だという証明をしたところで、どっちも通るんですよ。だから、そこに争点を置いたとしても止めることはできないということはもう分かったんです。

けども、これは給食センターか食育研究施設かどちらかいうたら、食育研究施設だったらまだコンセプトに近いなという、これは吹田市長が言うたことで、そんなんやったらそのようにしてもらおうやないかと。せめてそういう証明してもらおうじゃないかというのが、今、地元として吹田市に要請をして、その説明を9月6日に受けたところです。

面積比でも、その研究施設はどこら辺にあるのかというたら、2階の2部屋だけで、ここが研究するところですよと説明を受けたので、こんなもん研究施設と言えるのかという話になっているのが現状です。

だからといって、止めることはできないんです。そこを争点としても、給食センターであっても別に通るから、だからそこんところは、止める材料にはできない。

ということで、ここは今もう建ってしまうので、せめてしっかり吹田市が言うてる食育研究施設というものにしてもらおうやないかと。しかも、今の吹田市の姿勢だと、今はそうしないと通らへんということもあってそう言っていますが、また手続きが終わって実際に稼働し出すと、そんなことありましたかみたいなことになりそうな雰囲気なんです。

先ほど請願者Aからもありましたけども、この説明会も、もうこれで終わりにしますって最初から決めてきている。1回で

終わりますと。それ何でやねんと言うと、
手続をしないとイケないからだ。しかも、
また説明会をすると業者に不利益が発生
するからって言ったんです。

業者がやることに対して、業者に不利益
があるからもう説明会はこれで終わらせ
てくださいと言い出したので、もう本当に
紛糾してしまいました。

そういう姿勢なので、建った後も、この
食育研究施設であるということは、モニタ
リングをして、報告を求めて、ずっと追及
していくという姿勢は、地域として、協定
書いう形で歯止めをかけていこうという
方針です。

けども、この請願で言っているのは、
今後、これが先駆けとなって工場行けるん
やったらもう工場にしましうかってい
うことにならないように、何らかの規制を
かけてほしいということです。

今、目の前にあるものについては今言っ
たように、協定書のようなことで、地域と
してはしっかり関わっていくということを
考えています。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 御説明ありがとうございます。

そういったところで協定を結んでいか
れるということですね。今回の条例を検討
するに当たって、過去に摂津市生活環境条
例というのがあったんですけども、それが
およそ50年前に制定されたときの市議
会の議事録がありまして、法で網をかけら
れない、その細かなところを条例でやりま
しょうと議論されているんです。

で、結局今回も法でいってしまうと、こ
ういった形で抜け道的にやられてしまっ
ていうことがありますので、やはりそこ
は我々としても条例で網をかけていくこ

とは必要なんだろうという考えでおりま
す。

やはりその条件闘争の中に、例えば毎日
のその場所における、騒音、臭気、振動の
公表であったりとか、あと例えば民営会社
ですけれども、従業員の何%かは摂津市民
で、地元雇用をちゃんとやってよっていう
ことを条件に付するとか、少しでも納得し
ていただけたところで、我々としても、今
後はもうこういった抜け道を使われない
ようにやっていくことが議会としての務
めかなと思っている次第です。

○安藤薫委員長 ほかにございますか。

南野委員。

○南野直司委員 意見だけいたします。

このたび、健都イノベーションパークを
将来にわたり存続させるための条例の制
定等を求める請願を改めて提出していただ
きました。1,350名の方の思いを込め
られた署名も重く受けております。

何よりも、竹之鼻自治会と地域の皆さん
のその思いが籠もった協定書を吹田市、建
設事業者と一日も早く締結されることを
望みます。

○安藤薫委員長 ほかによろしいでしょ
うか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

それでは、これから討論を行い、続いて
採決を行います。

討論のある方は挙手願います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 討論なしと認め、討論を終わります。

それでは、請願第2号の採決を行いますので、請願者の方は御移動をお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

請願第2号について採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

請願第2号の取扱いについて協議をいたします。

本請願については、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして誠にありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和8年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分の審査ほか2件についてでございます。何とぞ慎重審査の上、御可決を賜り

ますよう、よろしくお願い申し上げます。

私は、この場を一旦退席いたしますけれども、待機しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤薫委員長 挨拶が終わりました。

暫時休憩します。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第65号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 それでは1問だけ質問させていただきます。

16ページの総務費、総務管理費の人権政策費で38万4,000円、いじめ問題再調査委員会委員報酬ですが、なぜ補正が必要になったのかお聞かせください。

○安藤薫委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 それでは峰松委員の御質問に御答弁させていただきます。

まず、こちらのいじめ再調査委員会ですけれども、令和6年からスタートし、令和8年の3月末を終了目標として進めてまいりました。令和7年10月頃から最終的に資料整理を中心に、ヒアリング結果を基に報告書の骨子を検討し、作成に取りかかっておりました。

そして申立人や相手方への説明に向けて調整をしていたところ、委員の中で報告書をまとめるに当たって、確認事項が複数判明し、これまでの資料一式を再度見直して、報告書の調整を行うこととなりました。

令和8年4月以降もなお協議が継続されている状況でございます。

今後報告に向けて最終的な調整ということで、10月以降、およそ17回の委員会が必要ということで、今回補正をするに至りました。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 御説明ありがとうございます。

それでは、要望とさせていただきます。

いじめは本来起こってはならないものです。今回いじめ事案が発生したということは大変残念に思います。

今回、前年度から引き続き調査委員の皆様がしっかり調査を行うため、今年度も継続し、同案件に携わっていただいております。丁寧に対応していただいていることに関しましては、安心しております。

いじめは、児童・生徒や保護者にとって非常にセンシティブな問題であり、対応に苦慮されることもたくさんあるかと思えます。だからこそ、事実関係を丁寧に確認するとともに、関係する双方の気持ちに寄り添いながら、1日も早く、双方が納得できる形につなげていただきたいと思います。

そして子供が安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き丁寧な対応に努めていただくことを要望します。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかにありますか。

早坂委員。

○早坂京一郎委員 私からは2点質問させていただきます。

まず1点目、補正予算書の5ページ、債務負担行為の補正についてお伺いいたします。

こちらで農業水路管理事業について、期間が令和8年度から令和9年度まで、限度

額を5,472万9,000円と債務負担行為が設定されており、また歳出では、18ページに工事費が減額されておりますけれども、今回このような予算変更となった経緯等、事業の概要についてお聞かせいただければと思います。

2点目ですけれども、先ほど峰松委員からもございました補正予算書16ページの人権政策費、いじめ問題再調査委員会に関わる委員報酬の38万4,000円について、私からは今回の補正額の内訳と、今後予定されている委員会の内容についてお聞かせいただければと思います。

○安藤薫委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 それでは農業水路管理事業についての御質問にお答えいたします。

淀川から農業用水を取水している五久樋ポンプ場におきまして、ポンプ1台を更新するため、当初予算で3,388万円を計上しておりました。

今年度に入りまして改めて見積りを取得したところ、機器等の価格が高騰しており設計金額が当初予算を上回ったため、当初予算を全額減額し、改めて債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 それでは二つ目の御質問に御答弁させていただきます。

まず今後のスケジュールになりますけれども、申立人や相手方への報告書の説明というところが中心となってきます。10月中に申立人への説明や意見書受理等の対応を進めていくに当たって、委員会を8回程度予定しています。

その後11月中には相手方への説明等の対応をしまして、12月には市長への答

申、そして学校等への説明であったり今後の対応策の提案という形で進めていく予定をしております。

これに伴う協議の回数といたしまして、委員3名に対し、計17回の委員会を必要としております。それに向けての補正ということで、今回38万4,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 御答弁ありがとうございます。

1点目、今回の補正については、物価高騰によるものであると理解いたしました。

農業用水を安定して確保していくためには必要な設備だと思いますので、工事が始まる際に、事業が着実に進むように取り組んでいただくことを私からは要望とさせていただきます。

2点目、いじめ問題再調査委員会の補正額については、会議回数等を見込んだものであることを理解いたしました。

本件については、関係する方々への十分な配慮が必要であると思いますし、何よりも当事者である子供たちが第一だと私も感じております。

丁寧に進めていただくことを要望いたしますし、私からの質問は以上とさせていただきます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 一つだけ聞いておきたいと思いますが、財源を調整する方法として、一つは、財政調整基金からの取崩し額を減額してます。それからもう一つは、支出として、財政調整基金を積み増す手法が取られています。

これには決まり事が多分あると思うんですけど、そのことだけ基本的なことを教

えていただきたいと思います。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは財政課に係ります藤浦委員の御質問に御答弁申し上げます。

まず先ほどおっしゃっていただきました財源調整の部分といたしまして、財政調整基金の繰入金、歳入と歳出総額を見たとところで、減額の補正をいたしました。

もう一つ積立金の部分でございますが、積立金に関しましては、令和7年度の決算が確定したことにより、前年度の繰越金の実質収支で分かっております。

ですので財源としてその繰越金を計上しておりますが、地方財政法第7条に、地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金が生じた場合においては、当該剰余金のうち、2分の1を下らない金額を剰余金が生じた翌々年度までに積立てをする、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとあります。今回決算剰余金である前年度の繰越金2億6,091万7,000円の2分の1以上の額ということで、1億3,045万9,000円を積立金として計上をいたしましたものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。よく分かりました。

この例えば繰入金の減額、12ページで言いますと、1億5,364万4,000円を減額したので、あと19億2,618万5,000円ということです。

今の分から積増しの分がさらに減額されますけれども、最終この金額がどれぐらいになるのかということを非常に財政的

にいつも注目しているわけでございます。

もう1回12月議会で不用額は入ってきますけれども、まだまだ決算までは程遠いです。例年と比べて、大体財政の見立てでこのぐらいで止まりそうかなみたいなことがあるんやったら、ちょっと教えといてください。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 現時点でその繰入金の額がどれぐらい抑えられるかっていうところを申し上げるのは、おっしゃっていただいたように、難しい状況かなと思っています。

基金残高といたしまして、財政調整基金は今回の繰入金を減らした分、また積立てをした分と言いますと、現時点での令和8年度末の現在高見込みとしては約67億円と考えております。

この取崩し額がどれぐらい戻るか戻らないかというところについてはまだまだ我々も難しいところかなと感じております。

先ほどおっしゃっていただきましたように、12月また3月といった時点で決算見込みも照会をかけて、各課で見てもらうというようなこともしておりますので、そのくらいになれば、見通しが大体出てくるかなと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 なかなか難しいですね。だけど我々としてはできるだけ財政調整基金は温存させていただきたいという思いがあります。

それから10月になりますと、いよいよ来年度予算が始まります。それに基づいて、また各課が集められて、予算の説明会をされると思いますけど、去年も非常に厳しい

状況の中で、補助金については10%程度カットというようなこともざっくり出されたようでございます。今どうしますかということ聞いてもなかなか難しいかもしれませんけどしっかり精査してやってください。

○安藤薫委員長 ほかによろしいですか。

塚本副委員長。

○塚本崇委員 それではこれまでの質問から漏れているところと、補足的にお聞きしたいところを1点聞きたいと思います。

まず、一つ目が、12ページです。歳入の総務費国庫補助金で地域未来交付金（デジタル実装型）とありますけども、これが799万6,000円の減額となっているところについて御説明をお願いしたいと思います。

それから二つ目、戻りまして6ページ、先ほどからありました五久樋ポンプ場施設整備事業のところです。償還の方法のその他で、工事または市財政の都合により起債の全額または一部を翌年度に繰り越して発行することができるという記載があります。

これについては、年度またぎになるがゆえの起債、地方債の発行と債務負担行為になったと理解をしておりますが、そのはっきりとした年度またぎの分の金額が出てくるのが3月の予算のときということですのでよろしいのでしょうか。2点、よろしくお願いします。

○安藤薫委員長 鈴木課長。

○鈴木情報政策課長 それではまず1点目の地域未来交付金（デジタル実装型）の減額に係ります内容説明でございます。

この交付金につきましては、三つの事業で交付金の申請をしております、そのうちの一つ、まちごとフィットネスヘルシー

タウン事業に係る補助金が不採択となりましたことから、予算を減額するものでございます。

不採択の理由としましては、まちごとフィットネスヘルシータウン事業は、過年度から継続して実施している事業でありまして、健康増進アプリの導入では、新規サービスと同等の拡充とは見なされず、事業の立ち上げに必要な経費を支援する地域未来交付金の性質上、交付対象事業として認められなかったものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、財政課に係ります御質問に御答弁申し上げます。

地方債に関しても、繰越しが発生するというような状況は3月ぐらいでしょうかという御質問でしたけども、繰越明許等の例えば12月の時点で繰越しがはっきりしているような時期であれば、そのところは申し上げられるときもございますけれども、翌年度に繰り越さなければならないという事情が出てくるのは、やはり3月が多いのかなと思っておりますので、その時期にははっきりすると考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 御説明ありがとうございます。

事業の所管が違うので、まちごとフィットネスヘルシータウン事業については述べませんけれども、新規に当たらないというところで、これはやり方一つだったような気がしないでもないの、何かコツ的なところはどこかでつかんでいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

翌年度繰越分については、また予算のときに精査していただいて、そこでまた議論

させていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございます。

○安藤薫委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第69号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 それでは質疑に入らせていただきます。

先日、この旅費条例の一部改正に伴う市議会議員の旅費の在り方について、幹事長会で確認されたとお聞きしております。

ところで、この議案第69号を確認すると、市議会議員や市長や副市長といった特別職やその他特別職非常勤の旅費が書かれていないように思うのですが、議員や特別職はどうなるのでしょうか、お聞かせください。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 それではお答えいたします。

まず市議会議員につきましては、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項に本旅費条例の適用を受ける職員の例に準ずると記載されております。

市長や副市長、教育長といった特別職につきましては、本旅費条例第2条第1号に職員の定義がございまして、そこには地方自治法第204条第1項に規定する者と

ありまして、ここには特別職の常勤職員である市長、副市長、教育長が含まれております。

あと、特別職非常勤の職員につきましては、摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項に市議会議員の条例と同様の条文が記載されていますので、同様の取扱いとなります。

ほかに、固定資産評価審査委員会等も同様の扱いとなります。

つきましては、市議会議員や特別職等におきましても、本条例に基づき支給するものとなりますことから、一般職と同様となります。

以上です。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 市議会議員や特別職等への適用について明確な御答弁ありがとうございます。

今回のように複数の条例の準用によって、適用関係が成り立つ仕組みは、外部や新任の議員、職員にとっては少し分かりづらいところがあるかと思います。

引き続き、適正な支給に努めていただくとともに、条例の解釈や適用の関係性が一目で分かるような工夫や関係者への分かりやすい情報提供を引き続きお願いしたいと要望して終わらせていただきます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 それでは私からは2点質問させていただきます。

まず1点目、議案書2ページ記載の第5条第6項の宿泊費と第8項の宿泊手当について確認させていただきたいと思います。

どちらも内容を見る限り宿泊に関わる

費用であり、読むところ宿泊費については宿泊そのものに要する費用で、宿泊手当は宿泊に伴って必要となる諸雑費、朝食や夕食などにかかる費用だと、私はそう認識しております。

この場合、宿泊費と宿泊手当は基本的にはどちらも同時に支給されるという考え方でよろしいのかお尋ねいたします。

続いて2点目になります。

議案書3ページの第6条に、旅費命令等の変更を受けた場合等における旅費、第7条に、旅費額を喪失した場合における旅費とありますが、それぞれどのような場合を想定しているのか。

また、その場合の事務手続の流れについてもお聞かせいただければと思います。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 それではお答えいたします。

まず1問目ですが、宿泊費と宿泊手当が同時に支給されるかということでございますけれども、基本的にはそうなると思えます。

ただ、例えば研修施設や災害対応等々で宿泊場所が確保されており、職員が宿泊にかかる費用の支出がない場合でも、朝食・夕食などの費用がかかる場合が想定されますので、こういった場合は宿泊手当のみが支出されるということは想定しております。

次に2問目です。

まず第6条の旅費命令等の変更を受けた場合等は、傷病などによって旅行を中止した場合や、旅行を変更した場合を想定しております。

この場合は、払戻しの手続を行っても手数料が発生する場合があります、この手数料の部分を支払うことができるという内容と

なっております。

第7条の旅費額を喪失した場合とは、天災や交通事故などによって本人の責めに帰することができない場合を想定しています。

この場合の事務手続につきましては、本人が職場に事情を説明し、全額喪失した場合は、その喪失した以降の旅行を完了するまでの費用、それが一部であれば一部を支給するという事になってまいります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 御答弁ありがとうございます。

1点目については、基本的には双方支給されるという認識で、場合によっては宿泊手当のみが支給されるケースもあるということを理解いたしました。

実際に制度を利用するのは職員だと思います。支給区分について迷うことがないように、今後とも法令や条例の趣旨にのっとり、適正な執行に努めていただくよう私から要望とさせていただきます。

また2点目についてですが、こちら状況がちょっと分かりづらくなって思うところがあつたので質問させていただきました。

こちら実際に利用するのはやっぱり職員だと思いますので、このような事態が頻繁に発生することはあまりないと思いますが、だからこそ実際に発生した際に、職員が手続に戸惑うことも考えられるかなと思っております。

万が一の事態が発生した場合でも、職員が戸惑うことなく、速やかに適正な手続が行えるように具体的な申請方法も含めて、あらかじめ庁内での周知徹底を図っていただくよう、要望とさせていただきます。

私からは以上とさせていただきます。

○安藤薫委員長 続いて長田委員。

○長田知樹委員 それでは私から2点質問させていただきます。

まず議案参考資料条例関係の2ページ、第3条第4項において、「要請」が「依頼」に改正されています。こちらの文言の変更について何か制約が発生するのか、お聞かせください。

続きまして二つ目、5ページの第5条第9項の転居費について、どのように算出するのかお聞かせください。

以上です。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 それではお答えいたします。

まず、第3条第4項の文言でございますけれども、旅行には旅行命令と旅行依頼がございます。旅行命令は上司が部下に対して命令するものでございますが、例えば非常勤特別職の委員が出張するに当たっては、旅行を依頼するという定義となります。

こうしたことを踏まえての文言整理となりますので、何か制約が加わるということは特にはございません。

あと、転居費の算出についてというお問い合わせであったかと思います。転居費の算出方法といたしましては、引っ越し業者を利用する方法、あと、宅配便や自家用車を利用する方法が想定されます。引っ越し業者を利用する場合は、複数の見積りを取得して、最も経済的な方法を選択することとなります。

荷造りとか荷ほどきにかかる追加費用いわゆるお任せコースのような割増し料金は支給対象外となります。

引っ越し業者を利用せずに、レンタカーを自分で利用した場合などは、そのレンタ

カー代などが支給対象となり得るものでございます。

以上です。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 御答弁ありがとうございます。

1点目の質問につきまして、文言の整理に関する趣旨と、特に新たな制約は生じないということを確認いたしました。

2点目の質問につきましては、転居費の算定方法や支給対象外となる経費の基準について理解いたしました。

引き続き、経済性を考慮した適正な制度運用に努めていただくよう要望いたしまして、私からの質問を終わります。

以上です。

○安藤薫委員長 続いて藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今回の条例改正案の内容については一応承知をしているところであります。この条文の中に、旅行者とか、旅行という言葉が散見されるわけですが、市民の肌感覚で言いますと、旅行といえばこの間の福岡県議会議員が海外視察を旅行と言ったと。これは本音が出ましたねで炎上しました。どうも旅行という言葉があまりにもイメージが悪くて、旅行という言葉を使う言葉に置き換えられるんやったら、変えられへんのかなという話を昨日、人事課長にちらっと言ったら、これは国がそう決めているので変えられませんという話でした。

では旅行の定義について改めて聞いておきたいと思います。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 法令用語におきまして、旅行とは、一般的な観光とかレジャーの旅行ではなく、公務のために、現住所や勤務地を離れてほかの場所へ出向き再び戻っ

てくること全般を指しています。

国においても、もちろん旅行という定義をベースにつくっていますけれども、出張や赴任は法律の条文上は全て旅行ということとなります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 仕方ないのかもしれませんが、とにかく市民感覚的には、旅行という言葉はそういう目で見られています。やっぱり配慮してもいいのではないかなという意見だけ申し上げておきたいと思います。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 それでは、私からも少しだけ質問をさせていただきたいと思っております。

今回の改正は、宿泊地によって支給上限額が決定され、かつ精算は実費だということところがポイントになっているのかなと思うんです。

例えば、この別表で定められている、規則で定めるとなってますけれども、参考までに、どこがどう幾らかっていうのが分かれば教えてください。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 それではお答えいたします。

主立った都道府県で申し上げますと、北海道が1万5,000円、千葉県1万7,000円、東京都2万1,000円、神奈川県1万6,000円、愛知県で1万2,000円、広島県で1万4,000円、福岡県で1万7,000円などとなっております。

以上です。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 御説明ありがとうございます。

ます。

それを聞いて少し気になりましたのが、例えば1泊2日のときに1日目は群馬県だけでも2日目東京だから、1日目の夜に東京に泊まろうってなったときに、この2万1,000円が上限になってるわけですよ。それをどう扱うか、倫理上の問題のような気もしますけども、それをもう仕方ないとしてやっていくのかどうかっていうのは、ちょっと運用上の話でお聞かせ願えたら。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 今の例ですけど、宿泊先につきましては、経済性及び効率性を勘案するとともに、公務の円滑な遂行上支障のない範囲内で選定するという事となっております。

以上です。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 では、その経済性で今回の条例改正って、基本的に民間はもう既にこういうことをやっているわけであって、ではこれによって旅費がどのぐらい圧縮できるねんっていうところを試算されて条例改正に臨んだと思うんですけども、もしその試算があれば、教えてください。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 今回この条例は、令和9年4月1日施行ということで、来年度の予算に間に合うようにということで、全庁向けに予算の説明をする前に上げさせていただいております。

原則、宿泊のある出張は控える方針で全庁的に行っておりますので、金額的には大きくはないと考えています。ただ先ほど、都道府県ごとに上限の金額が異なると申し上げました。これまで定額1万2,000円だったところを、先ほどの答弁では基

本上がっている都道府県を申し上げましたけれども、実は9,000円などと下がっている都道府県もございます。

仮に出張先が東京が多いという形になると9,000円掛ける人数ということで、すけど、10人ももちろん行ってませんので、考えましても10万円も増えてこないと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 この程度にとどめたいと思いますけども、基本的にやっぱり民間で言いますと、こういったところも精算のときに経理から結構突っ込まれるところになったりします。あと、多分これは条例の中に、倫理的な話になっちゃうと思うんですけど、ポイントの問題とかが出てくるんです。例えばマイルとか、このホテルに泊まったらポイントが貯まるとかということもあると思うんで、これは本当に倫理上の問題になってくると思うんです。細かいことを言えば、何回泊まったら何ぼ引かれますっていうことに対しても実費精算になるようなこととかは、ちゃんとチェックというか、そこが倫理的に行われるような取組であってほしいとお願いして、質問を終わります。

○安藤薫委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第70号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 14 分 休憩)

(午前 11 時 15 分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第 65 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 69 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 70 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前 11 時 16 分 閉会)

摂津市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、署名する。

総務建常任委員長 安藤 薫

総務建設常任委員 早坂京一郎